

十和田市過疎地域自立促進計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

青森県十和田市

目 次

はじめに	1
1. 基本的な事項	2
(1) 十和田市の概況	2
1) 自然的条件	
① 位置と地勢	
② 気象	
2) 歴史的条件	
3) 社会経済的諸条件	
① 土地利用	
② 人口及び世帯	
③ 産業の概要	
4) 過疎の状況	
① 人口の動向	
② 主な要因	
③ 旧過疎法等に基づく対策と評価	
④ 現状と課題	
5) 社会経済的発展の方向	
① 産業構造の変化	
② 地域の経済的な立地特性	
③ 青森県基本計画との関連	
④ 上十三・十和田湖広域定住自立圏構想との関連	
⑤ 社会経済的発展の方向	
(2) 人口及び産業の推移と動向	13
1) 人口の推移	
2) 産業構造の推移	
(3) 行財政の状況	21
1) 行政の状況	
2) 財政の状況	
3) 主要公共施設等の整備状況	
(4) 自立促進の基本的な方向	27
1) 過疎対策の成果と課題	
2) 将来像	
3) 基本目標及び施策の展開方向	
I 人と自然が共生する「しぜん感動・創造都市」	
II 豊かな心をはぐくむ「こころ感動・創造都市」	
III 安心・安全を支える「くらし感動・創造都市」	
IV にぎわいと活力あふれる「しごと感動・創造都市」	
V いきいきと活躍できる「しみん感動・創造都市」	

4) 計画の推進に向けて	
5) 区域別土地利用	
(5) 計画期間	33
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	33
2. 産業の振興	34
(1) 現況と問題点	
(2) 対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	38
(1) 現況と問題点	
(2) 対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
4. 生活環境の整備	43
(1) 現況と問題点	
(2) 対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	47
(1) 現況と問題点	
(2) 対策	
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	
6. 医療の確保	49
(1) 現況と問題点	
(2) 対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
7. 教育の振興	50
(1) 現況と問題点	
(2) 対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	

8. 地域文化の振興等	52
(1) 現況と問題点	
(2) 対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
9. 集落の整備	53
(1) 現況と問題点	
(2) 対策	
(添付資料)	
事業計画（平成 28 年度～32 年度） 過疎地域自立促進特別事業分	54

はじめに

平成 17 年 1 月 1 日に、旧十和田市と旧十和田湖町が合併し、新十和田市が誕生しました。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号、以下「法」という。）第 2 条の規定に基づき過疎地域に指定されていた旧十和田湖町区域について、引き続き法第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされることを受けて、法第 6 条の規定に基づき定めるものです。

また、本計画は、青森県過疎地域自立促進方針に基づき、また、本市の最上位計画となる総合計画（第 1 次十和田市総合計画～感動・創造推進プラン十和田～）に即して策定するものであり、過疎地域に指定されている旧十和田湖町区域における総合的かつ計画的な対策を講ずることにより、当地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などに寄与することを目的とするものです。

なお、本計画では、現状を踏まえながら、将来に向けて取組が必要と想定される内容を記述しているとともに、計画に位置づけられた掲載事業については、計画期間内での全事業の実施が確定したものではないことを申し添えます。

1. 基本的な事項

(1) 十和田市の概況

1) 自然的条件

① 位置と地勢

本市は、青森県の南東部中央に位置し、行政区域面積は 725.65 km²である。

東方に位置する旧十和田市区域は、標高 70m 前後の三本木原台地が広がり、十和田湖を源とする「奥入瀬川」、人工河川「稲生川」など、多数の河川が台地を横断し太平洋へと流れている。

当該区域は、古い歴史を有する農村地帯と、「近代都市計画のルーツ」といわれる整然と区画された市街地とで形成されている。

本市の西方には、過疎地域に指定されている面積 408.88 km²の旧十和田湖町区域がある。

当該区域には、縦走する奥羽山脈の大岳、高田大岳などの八甲田山系や十和田山、十和利山などの山地があり、その西南には、面積 61 km²、海拔 400m、水深 326.8m の十和田湖（二重カルデラ湖）がある。区域の大半は十和田八幡平国立公園に含まれ、公園の中には、国の特別名勝及び天然記念物に指定されている「十和田湖」と「奥入瀬溪流」がある。

② 気象

本市は太平洋側気候に属しており、東部の台地部は年間を通じて降水量が少なく、比較的穏やかな気候となっている。

積雪量は、県内にあっては少ない地域に属するものの、西方には山岳地方気象を示すところがあり、旧十和田湖町区域は特別豪雪地帯に指定されている。

6月から7月にかけて、南部地方特有の冷たい偏東風（ヤマセ）が吹き、農業技術が進歩した今日にあっても、農作物に悪影響を及ぼすことがある。

気象概況（青森地方气象台）

[十和田観測所]

	年平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	年間降水量 (mm)	日照時間 (h)
平成 22 年	10.2	35.6	-14.9	1,323.0	1,813.4
平成 23 年	9.7	34.0	-16.6	1,059.5	1,820.6
平成 24 年	9.4	35.0	-15.3	914.5	1,764.4
平成 25 年	9.4	34.3	-13.8	1,052.5	1,689.8
平成 26 年	9.5	33.4	-16.5	1,083.5	1,922.6
平均	9.6	34.5	-15.4	1,086.6	1,802.2

〔休屋観測所〕

	年平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	年間降水量 (mm)	日照時間 (h)
平成 22 年	8.6	31.5	-13.2	1,715.5	1,308.3
平成 23 年	7.9	31.6	-13.3	1,551.5	1,301.5
平成 24 年	7.7	31.4	-14.7	1,238.5	1,404.3
平成 25 年	7.8	29.3	-13.8	1,605.5	1,296.5
平成 26 年	7.9	30.2	-13.7	1,699.0	1,453.1
平均	8.0	30.8	-13.7	1,562.0	1,352.7

2) 歴史的条件

旧十和田市区域の歴史は、古くは縄文時代に遡る。平安・鎌倉期からの歴史を有する農村地域と、安政 6 年(1859 年)の稲生川上水等によって拓かれた市街地で形成されている。

昭和 30 年 2 月 1 日に「三本木町」「大深内村」「藤坂村」の合併によって「三本木市」となり、同年 3 月には「四和村」が編入、昭和 31 年 10 月 10 日に「十和田市」と改称している。

旧十和田湖町区域は、藩政時代は南部藩に属し、享保 20 年(1735 年)の代官所設置に伴って、奥瀬地区、沢田地区は五戸代官所に、法量地区は七戸代官所の統治下に置かれた。

明治 4 年の廃藩置県によって三地区は「斗南県」に編入となり、明治 12 年に「法量村」「奥瀬村」「沢田村」として独立した。明治 16 年には行政区域の改正により三か村を併合。明治 22 年の町村制の施行により、三か村の頭文字をとって「法奥沢村」と改称する。

昭和 6 年には「十和田村」と改称し、昭和 30 年 4 月 1 日に町村制の施行によって「十和田町」となる。昭和 50 年 4 月 1 日、町村 20 周年を機に、景勝地十和田湖を有する町として「十和田湖町」と改称する。

そして、「十和田市」「十和田湖町」が平成 17 年 1 月 1 日に新設合併し、新「十和田市」が誕生した。

3) 社会経済的諸条件**① 土地利用**

本市の面積は、725.65 km²で、県内で 3 番目に広い行政区域面積を有している。

旧十和田湖町区域は、稲作や園芸作物に取り組む農業振興地域と、牧場や草地造成等による畜産及び林業振興地域、ゴルフ場等のリゾート地域、十和田八幡平国立公園を中心とする観光地域、国道及び県道沿線の住居地域からなっている。

平成 12 年度から 26 年度までの年度別土地利用面積の推移状況を見ると、宅地等の都市的土地利用への転換が微増の傾向にある。

旧十和田市区域では、田・畑・山林は総面積の約60%を占め、宅地は約5%となっている。平成12年度から26年度までの年度別土地利用面積の推移状況を見ると、道路網の整備や住宅地などの都市的土地利用への転換が進み、農用地や森林などの自然的土地利用は減少傾向を示している。

近年は、全体的に土地利用の転換が鈍化している状況が続いている。

年度別土地利用面積（旧十和田湖町）

（単位：ha，％）

	平成12年度		平成16年度		平成22年度		平成26年度	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
田	1,772	4.8	1,749	4.7	1,742	4.3	1,742	4.3
畑	738	2.0	734	2.0	524	1.3	434	1.1
宅地	274	0.8	280	0.8	285	0.7	290	0.7
山林	26,812	72.1	32,179	86.5	32,161	78.7	32,199	78.7
牧場	55	0.1	55	0.1	290	0.7	290	0.7
原野	574	1.5	705	1.9	677	1.6	675	1.6
その他	6,956	18.7	1,479	4.0	5,209	12.7	5,258	12.9
計	37,181	100.0	37,181	100.0	40,888	100.0	40,888	100.0

資料：十和田湖町固定資産概要調書

※平成22年度以降の旧十和田湖町の面積は十和田湖の県境画定後の面積となる。

年度別土地利用面積（旧十和田市）

（単位：ha，％）

	平成12年度		平成16年度		平成22年度		平成26年度	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
田	7,489	23.6	7,427	23.4	7,346	23.2	7,320	23.1
畑	2,587	8.2	2,567	8.1	2,539	8.0	2,559	8.1
宅地	1,539	4.9	1,601	5.1	1,592	5.0	1,616	5.1
山林	8,908	28.1	8,829	27.9	8,782	27.7	8,782	27.7
牧場	152	0.5	193	0.6	193	0.6	195	0.6
原野	1,625	5.1	1,610	5.1	1,609	5.1	1,601	5.1
その他	9,379	29.6	9,452	29.8	9,618	30.4	9,606	30.3
計	31,679	100.0	31,679	100.0	31,679	100.0	31,679	100.0

資料：十和田市固定資産概要調書

※平成22年度以降は新十和田市のデータ（内訳）となる。

② 人口及び世帯

本市の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在（国勢調査）で 66,110 人、世帯数 25,554 世帯となっている。

旧十和田湖町区域の人口は、昭和 35 年において 10,870 人であったが、昭和 50 年には 8,701 人、昭和 60 年には 7,811 人、平成 2 年には 7,186 人、平成 12 年には 6,267 人、平成 17 年には 5,623 人、平成 22 年には、4,884 人と減少を続けている。

当区域の世帯数については、昭和 35 年において 1,736 世帯であったものが、昭和 50 年には 1,841 世帯、昭和 60 年には 1,967 世帯、平成 2 年には 1,986 世帯、平成 12 年には 1,948 世帯、平成 17 年には 1,841 世帯、平成 22 年には 1,636 世帯となっており、昭和 55 年の 2,220 世帯をピークに減少傾向にある。

世帯当たりの構成人員をみると、昭和 35 年の 6.3 人から昭和 60 年の 4.0 人、平成 22 年には 3.0 人と縮小傾向にあり、核家族化が進行している。

人口及び世帯数 (単位：人，戸)

[上段：旧十和田湖町，下段：十和田市全体]

区分	人口			世帯数	世帯当たりの 構成人員
	男	女	計		
昭和35年	5,445	5,425	10,870	1,736	6.3
	27,443	28,789	56,232	10,422	5.4
昭和40年	4,643	5,186	9,829	1,792	5.5
	27,159	29,383	56,542	12,301	4.6
昭和45年	4,235	4,887	9,122	1,851	4.9
	28,772	30,951	59,723	14,718	4.1
昭和50年	4,131	4,570	8,701	1,841	4.7
	30,622	32,444	63,066	17,461	3.6
昭和55年	3,857	4,307	8,164	2,220	3.7
	32,596	34,454	67,050	19,713	3.4
昭和60年	3,716	4,095	7,811	1,967	4.0
	33,695	35,411	69,106	20,983	3.3
平成2年	3,437	3,749	7,186	1,986	3.6
	32,887	35,210	68,097	21,743	3.1
平成7年	3,216	3,512	6,728	1,970	3.4
	33,316	35,830	69,146	23,320	3.0
平成12年	2,964	3,303	6,267	1,948	3.2
	33,321	36,309	69,630	24,395	2.9
平成17年	2,681	2,942	5,623	1,841	3.1
	32,805	35,554	68,359	25,358	2.7
平成22年	2,306	2,578	4,884	1,636	3.0
	31,540	34,570	66,110	25,554	2.6

資料：国勢調査

③ 産業の概要

市全体の平成 22 年時における産業別就業人口は、第 3 次産業が最も多く 21,891 人、次いで第 2 次産業 6,898 人、第 1 次産業 3,657 人の順となっている。

旧十和田湖町区域の平成 22 年時における産業別就業人口は、第 3 次産業が最も多く 1,466 人、次いで第 1 次産業 647 人、第 2 次産業 477 人の順となっている。

旧十和田湖町区域における全体的な就業人口が減少している中で、一時、第 1 次産業就業人口が第 2 次産業就業人口を下回ったが、長引く景気の低迷等を背景に、就業人口の逆転現象が見られる。

旧十和田湖町区域では、第 1 次産業の農林畜産業と第 3 次産業の観光・レクリエーション産業が基幹産業となっているが、第 1 次産業は、経営農地規模が小さな零細農家が多く、加えて、兼業化の進行や、農業従事者の高齢化と後継者不足、農畜産物の輸入拡大等により厳しい環境にあり、年々、農家人口、経営農地面積、生産額とも減少傾向にある。

観光・レクリエーション産業についても、観光客数の減少、旅行形態の広域化による滞在時間の短縮などによって厳しい経営環境が強いられている。

就業人口（国勢調査） (単位：人，%)

[上段：旧十和田湖町，下段：十和田市全体]

区分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	4,195	100.0	3,966	100.0	3,640	100.0	3,177	100.0	2,590	100.0
	34,966	100.0	36,007	100.0	36,163	100.0	34,704	100.0	32,446	100.0
第 1 次産業	1,318	31.4	1,012	25.5	814	22.4	774	24.4	647	25.0
	7,317	20.9	5,760	16.0	5,133	14.2	4,740	13.7	3,657	11.3
第 2 次産業	840	20.0	902	22.8	889	24.4	666	21.0	477	18.4
	8,892	25.4	9,888	27.5	9,919	27.4	8,467	24.4	6,898	21.3
第 3 次産業	2,037	48.6	2,052	51.7	1,937	53.2	1,737	54.6	1,466	56.6
	18,757	53.7	20,359	56.5	21,111	58.4	21,497	61.9	21,891	67.4

※第三次産業は、分類不能の産業を含む。

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

4) 過疎の状況

① 人口の動向

旧十和田湖町区域の人口が年々減少し続けたことから、昭和 55 年 4 月 1 日に過疎地域の指定を受けている。

近年の人口動向は、平成 2 年 7,186 人（昭和 60 年比 8.0%減）、平成 7 年 6,728 人（平成 2 年比 6.4%減）、平成 12 年 6,267 人（平成 7 年比 6.9%減）、平成 17 年 5,623 人（平成 12 年比 10.3%減）、平成 22 年 4,884 人（平成 17 年比 13.1%減）となっており、なお減少傾向にある。

② 主な要因

旧十和田湖町区域の人口減少の要因としては、第1に、若年者の希望する就業の場がないこと、また、景気の低迷により十和田湖温泉郷や十和田湖畔地区の観光サービス業等への就業機会が減少したことによって、近隣市町村や県外に就労の場を求めて転出していること。

第2には、交通手段の確保やアクセス道路の整備等によって、他地域からの通勤が可能になり、転入人口が減少していること。

第3には、買い物等の日常生活を送る上での利便性の面から、他地域へ転出していること。

第4には、出生率の低下等による自然減があげられる。

③ 旧過疎法等に基づく対策と評価

旧十和田湖町区域は、昭和55年に過疎地域の指定を受け、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、これまでに産業振興策をはじめ、交通通信体系の整備や教育振興策など、過疎地域の自立促進に資する各種施策を推進してきた。

また一方で、緊急度の高い事業を優先させるなど、財政状況を勘案した適正規模のもとでの取組を進めてきたところである。

この結果、下水道整備や道路整備などのインフラ整備が着実に推進され、都市部との格差に一定の改善が見られるなど、住民福祉の向上が図られてきている。

しかしながら、依然として人口の減少に歯止めがかかっておらず、若者の流出を主要因とした少子高齢化が進行している。

④ 現状と課題

過疎地域の指定を受けた以降、過疎地域振興計画、過疎地域活性化計画、過疎地域自立促進計画に基づき、若者定住対策事業としての奥入瀬ろまんパークの整備をはじめ、町営住宅の整備、小・中学校、幼稚園の施設・設備の整備、十和田湖診療所の設備の整備、消防団の施設・設備の整備、ふれあい広場、パークゴルフ場、ゲートボール場、図書館、総合運動公園の改修、道路や橋梁、公共下水道、農業集落排水、簡易水道などの整備を推進し、当該区域の社会基盤の整備・充実に努めてきたところである。

また、十和田湖診療所への医師確保対策や小・中学生の遠距離通学支援などのソフト事業についても計画的に進めている。

しかしながら、少子高齢化の進行や自治体における厳しい財政状況等を背景に、地域の担い手不足、産業基盤の弱体化、生活環境整備の立ち遅れなどが地域の活性化を図る上での大きな障害となっている。

今後、過疎地域を脱却するためには、まずもって住民生活の利便性を向上させることによって定住人口の拡大を図っていくことが重要となるが、そのためには、定住環境の整備をはじめ、高付加価値型農業の振興、農業及び商業と観光を結びつけた産業の振興、観光拠点の保全・整備などが課題となっている。

5) 社会経済的発展の方向

① 産業構造の変化

旧十和田湖町区域の産業別総生産額（平成 15 年）は、第 3 次産業が全体の 81.8%と最も高く、特に、観光に係るサービス業が大半を占めている。また、第 1 次産業の全体に占める割合は急激に低くなっている。

平成 12 年から平成 15 年までの動向を見ると、第 1 次産業及び第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は微増傾向となっている。

旧十和田市区域の産業別総生産額（平成 15 年）は、旧十和田湖町区域と同様に全体の 77.7%を第 3 次産業が占めている。また、平成 12 年から平成 15 年までの動向を見ると、第 1 次産業は減少傾向にあり、第 2 次産業及び第 3 次産業はほぼ横ばいで推移している。

十和田市全体の産業別総生産額（平成 24 年）は、全体の 79.9%を第 3 次産業が占めている。合併後の平成 17 年から平成 24 年までの動向を見ると、第 1 次産業と第 3 次産業は微増傾向にあり、第 2 次産業は減少傾向にある。

こうした状況の中、農産加工品の開発販売や肉用牛の産地化事業など、地域の特性を生かした特産品開発を推進し、農林畜産業と観光との有機的な連携の下での産業振興を図り、所得増大に結びつけていくことが必要となっている。

産業別総生産額（旧十和田湖町区域）

（単位：百万円，％）

区分	平成 12 年		平成 13 年		平成 14 年		平成 15 年	
	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比
第 1 次産業	2,181	11.0	1,490	7.4	1,417	7.3	928	4.9
農業	1,311	6.6	1,115	5.5	1,056	5.4	547	2.9
林業	869	4.4	373	1.8	360	1.8	378	2.0
水産業	1	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0
第 2 次産業	2,838	14.3	2,874	14.2	2,775	14.2	2,493	13.3
鉱業	55	0.3	42	0.2	36	0.2	16	0.1
製造業	384	1.9	274	1.4	373	1.9	329	1.8
建設業	2,399	12.1	2,558	12.7	2,367	12.1	2,148	11.5
第 3 次産業	14,862	74.8	15,832	78.4	15,315	78.5	15,336	81.8
電気・ガス・水道業	1,231	6.2	1,318	6.5	391	2.0	378	2.0
卸売・小売業	726	3.7	752	3.7	760	3.9	768	4.1
金融・保険業	299	1.5	362	1.8	402	2.1	391	2.1
不動産業	1,300	6.5	1,307	6.5	1,315	6.7	1,308	7.0
運輸・通信業	717	3.6	677	3.4	723	3.7	783	4.2
サービス業	6,877	34.6	7,890	39.1	8,125	41.6	8,177	43.6
政府サービス生産者	3,633	18.3	3,482	17.2	3,542	18.2	3,475	18.5
対家計民間非営利サービス生産者	80	0.4	45	0.2	55	0.3	56	0.3
小計	19,881	100.0	20,195	100.0	19,508	100.0	18,757	100.0
輸入品に課される税・関税	53	0.3	56	0.3	58	0.3	56	0.3
（控除）総資本形成に係る消費税	137	0.7	135	0.7	117	0.6	99	0.5
（控除）帰属利子	641	3.2	764	3.8	809	4.1	778	4.1
町内総生産	19,156	96.4	19,532	96.7	18,639	95.5	17,935	95.6

資料：平成 16 年度市町村民経済計算

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

産業別総生産額（旧十和田市区域）

（単位：百万円，％）

区分	平成 12 年		平成 13 年		平成 14 年		平成 15 年	
	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比
第 1 次産業	10,504	5.2	10,320	5.4	10,615	5.5	8,223	4.3
農業	9,878	4.9	9,579	5.0	10,050	5.2	7,444	3.9
林業	555	0.3	740	0.4	565	0.3	768	0.4
水産業	71	0.0	1	0.0	1	0.0	12	0.0
第 2 次産業	35,031	17.5	31,534	10.4	34,131	17.6	34,618	18.0
鉱業	1,337	0.7	2,124	1.1	1,468	0.8	825	0.4
製造業	15,970	7.9	14,523	7.6	19,517	10.0	19,821	10.3
建設業	17,725	8.8	14,888	7.8	13,146	6.8	13,972	7.3
第 3 次産業	154,935	77.3	149,880	78.2	149,514	77.0	149,137	77.7
電気・ガス・水道業	5,188	2.6	5,199	2.7	5,846	3.0	5,627	2.9
卸売・小売業	33,093	16.5	30,033	15.7	28,453	14.6	28,868	15.0
金融・保険業	7,333	3.7	8,103	4.2	8,849	4.6	8,610	4.5
不動産業	25,202	12.6	25,940	13.5	25,615	13.2	25,650	13.4
運輸・通信業	10,536	5.3	9,389	4.9	9,292	4.8	9,191	4.8
サービス業	45,738	22.8	43,532	22.7	43,197	22.2	43,373	22.6
政府サービス生産者	23,307	11.6	23,011	12.0	23,280	12.0	22,980	12.0
対家計民間非営利サービス生産者	4,537	2.3	4,675	2.4	4,983	2.6	4,839	2.5
小計	200,471	100.0	191,734	100.0	194,260	100.0	191,978	100.0
輸入品に課される税・関税	532	0.3	529	0.3	573	0.3	568	0.3
（控除）総資本形成に係る消費税	1,378	0.7	1,277	0.7	1,167	0.6	1,017	0.5
（控除）帰属利子	6,466	3.2	7,253	3.8	8,055	4.1	7,959	4.1
市内総生産	193,158	96.4	183,733	95.8	185,612	95.5	183,571	95.6

資料：平成 16 年度市町村民経済計算

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

産業別総生産額（十和田市全体）

（単位：百万円，％）

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 24 年	
	実額	構成比	実額	構成比	実額	構成比
第 1 次産業	10,107	4.8	9,938	5.2	10,466	5.5
農業	9,691	4.6	9,557	5.0	10,035	5.3
林業	403	0.2	373	0.2	424	0.2
水産業	12	0.0	8	0.0	7	0.0
第 2 次産業	41,549	19.6	28,603	15.1	28,253	14.8
鉱業	541	0.3	310	0.2	506	0.3
製造業	21,378	10.1	19,416	10.2	15,550	8.2
建設業	19,631	9.3	8,877	4.7	12,198	6.4
第 3 次産業	161,030	75.9	151,705	79.9	152,088	79.9
電気・ガス・水道業	5,795	2.7	5,991	3.2	7,145	3.8
卸売・小売業	27,829	13.1	26,196	13.8	27,822	14.6
金融・保険業	7,915	3.7	5,686	3.0	4,806	2.5
不動産業	26,212	12.4	27,034	14.2	27,278	14.3
運輸業	8,676	4.1	7,180	3.8	7,903	4.2
情報通信業	2,963	1.4	1,878	1.0	1,559	0.8
サービス業	50,069	23.6	48,100	25.3	45,647	24.0
政府サービス生産者	26,682	12.6	24,776	13.1	24,419	12.8
対家計民間非営利サービス生産者	4,890	2.3	4,863	2.6	5,508	2.9
小計	212,687	100.3	190,247	100.2	190,807	100.3
輸入品に課される税・関税	727	0.3	480	0.3	520	0.3
（控除）総資本形成に係る消費税	1,261	0.6	935	0.5	1,000	0.5
市内総生産	212,153	100.0	189,792	100.0	190,326	100.0

資料：平成 24 年度市町村民経済計算

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

② 地域の経済的な立地特性

旧十和田市区域は、南北に縦貫している国道 4 号に、八戸市へ至る国道 45 号と十和田八幡平国立公園へ至る国道 102 号が接続する交通の要衝となっており、上十三圏域の中心都市としての基盤的条件を有しているが、都市機能集積が比較的小規模であること等から、周辺地域との連携強化の中で、個性ある都市機能整備を推進していくことが必要となっている。

一方、旧十和田湖町区域は、国道 102 号が東西軸、国道 103 号が南北軸を成し、補完する幹線道路として国道 454 号、394 号と 3 本の県道があり、この幹線道路に農林道及び生活道路が接続し交通網を形成している。

豊かな自然環境を生かした農林畜産業及び「十和田湖」「奥入瀬溪流」「八甲田温泉群」等の豊富な資源を活用した観光・レクリエーション産業が主要産業となっていることが当区域の経済的特性であり、地域社会経済の発展を図る上で、豊かな自然との調和という視点での自然環境や景観の保全・整備を推進していくことが必要となっている。

③ 青森県基本計画との関連

計画では、本県において優位性のあるバランスのとれた農林水産物のほか、自然、歴史・文化など世界に通じる価値を秘めた地域資源などの強みを徹底的に磨き上げ活用するとともに、北海道新幹線開業による津軽海峡交流圏の形成を契機とした交流人口の拡大と観光資源の活用やエネルギー関連施設の集積などの地域の潜在力を最大限に発揮させていくことによって、県民一人ひとりの所得の向上や雇用の場の確保を図り、持続的・自立的な青森県づくりを推進することとしている。

また、本県の抱えている労働力人口の減少、消費活動の低迷、地域コミュニティ機能の低下といった問題に直結する重要課題である人口減少、高齢化に歯止めをかけ、本県の地域活力を維持・発展させるため、施策展開に当たっては、過疎市町村を含め本県のほとんどの市町村が財政環境の悪化している状況を踏まえ、十分な連携・協働の下で取組を進めることとしている。

④ 上十三・十和田湖広域定住自立圏構想との関連

上十三地域に属する、本市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村及びおいらせ町並びに秋田県小坂町の10市町村は、古くから地理的、歴史的な繋がりが深く、一体的な生活圏を形成している。

このような背景のもと、平成24年度、当該10市町村において、上十三・十和田湖広域定住自立圏形成協定を締結し、その協定に基づき、具体的な連携事業計画等を掲載した定住自立圏共生ビジョンを策定している。

本圏域では、人口減少、少子高齢化が進む中で、関係市町村が連携・協力し合いながら地域住民の生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進していくこととしている。

⑤ 社会経済的発展の方向

旧十和田湖町区域の基幹産業は、第1次産業の農業と第3次産業の観光サービス業である。

さらにこれらを発展させ地域振興を図っていくためには、通年観光の確立と雇用の場の創出、地場産業の振興、さらには意欲ある高齢者や女性が働きやすい労働環境づくりや若者が魅力を感じる産業づくりなどの振興策が必要となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

1) 人口の推移

旧十和田湖町区域の人口は、平成 22 年 10 月現在で 4,884 人であり、平成 17 年時と比べ 13.1%の減、平成 12 年時と比べ 22.1%の減、昭和 55 年時と比べ 40.2%の減、また、昭和 35 年時と比べ 55.1%減と大幅な減少となっている。

また、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間の人口の推移を年齢階層別に見ると、0～14 歳の年少人口は 324 人減少し、総人口に占める割合は 13.1%から 10.2%と 2.9%減少している。

一方、65 歳以上の老年人口は平成 12 年から 23 人増加し、総人口に占める割合は 25.8%から 33.6%と 7.8%増加している。

年齢階層別の中で 14 歳以下の層の人口減少が最も著しく、昭和 35 年から平成 22 年までの間に 87.1%も減少している。また、15 歳～64 歳の年齢階層では 58.1%減少しているのに対し、65 歳以上は 224.5%の増加となっており、少子高齢化の進行が顕著となっている。

十和田市全体の平成 22 年 10 月 1 日現在の人口は、66,110 人であり、人口の推移は減少傾向となっている。

年齢階層別では、0～14 歳の年少人口は、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間に 2,456 人減少し、総人口に占める割合では、15.8%から 12.9%と 2.9%減少している。

一方、平成 12 年から平成 22 年までの 65 歳以上の老年人口は 3,624 人増加し、総人口に占める割合では、18.2%から 24.6%と 6.4%増加しており、少子高齢化が進んでいる。

表 1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

「旧十和田湖町区域」

区 分	昭和35年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	10,870	人	9,829	△ 9.6 %	9,122	△ 7.2 %	8,701	△ 4.6 %	8,164	△ 6.2 %
0 歳～14 歳	3,863	人	2,957	△23.5 %	2,219	△25.0 %	1,954	△11.9 %	1,722	△11.9 %
15 歳～64 歳	6,501	人	6,325	△ 2.7 %	6,228	△ 1.5 %	5,986	△ 3.9 %	5,549	△ 7.3 %
うち 15歳～29歳 (a)	2,818	人	2,519	△10.6 %	2,352	△ 6.6 %	2,077	△11.7 %	1,583	△23.8 %
65 歳以上 (b)	506	人	547	8.1 %	675	23.4 %	761	12.7 %	893	17.3 %
(a)/総数 若年者比率	25.9 %		25.6 %	—	25.8 %	—	23.9 %	—	19.4 %	—
(b)/総数 高齢者比率	4.7 %		5.6 %	—	7.4 %	—	8.7 %	—	10.9 %	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実数	増減率
総 数	7,811	△ 4.3 %	7,186	△ 8.0 %	6,728	△ 6.4 %	6,267	△ 6.9 %	5,623	△10.3 %
0 歳～14 歳	1,516	△12.0 %	1,224	△19.3 %	1,019	△16.7 %	822	△19.3 %	633	△23.0 %
15 歳～64 歳	5,227	△ 5.8 %	4,709	△ 9.9 %	4,282	△ 9.1 %	3,826	△10.6 %	3,288	△14.1 %
うち 15歳～29歳 (a)	1,311	△15.9 %	1,091	△18.0 %	1,060	△ 2.8 %	974	△8.1 %	706	△27.5 %
65 歳以上 (b)	1,068	19.6 %	1,253	17.3 %	1,427	13.9 %	1,619	13.5 %	1,702	5.1 %
(a)/総数 若年者比率	17.0 %	—	15.2 %	—	15.8 %	—	15.5 %	—	12.6 %	—
(b)/総数 高齢者比率	13.7 %	—	17.4 %	—	21.2 %	—	25.8 %	—	30.3 %	—

区 分	平成 22 年	
	実 数	増減率
総 数	4,884	△13.1 %
0 歳～14 歳	498	△21.3 %
15 歳～64 歳	2,726	△17.1 %
うち 15歳～29歳 (a)	477	△32.4 %
65 歳以上 (b)	1,642	△3.5 %
(a)/総数 若年者比率	9.8 %	—
(b)/総数 高齢者比率	33.6 %	—

表 1-1 (2) 人口の推移(住民基本台帳)

「旧十和田湖町区域」

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	6,243 ^人	— [%]	5,735 ^人	— [%]	△8.1 [%]	5,073 ^人	— [%]	△11.5 [%]
男	3,068 ^人	48.3 [%]	2,802 ^人	48.9 [%]	△8.7 [%]	2,438 ^人	48.1 [%]	△13.0 [%]
女	3,245 ^人	51.7 [%]	2,933 ^人	51.1 [%]	△9.6 [%]	2,635 ^人	51.9 [%]	△10.2 [%]

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	4,629 ^人	— [%]	△8.8 [%]	4,513 ^人	— [%]	△2.5 [%]
男 (外国人住民除く)	2,234 ^人	48.3 [%]	△8.4 [%]	2,181 ^人	48.3 [%]	△2.4 [%]
女 (外国人住民除く)	2,395 ^人	51.7 [%]	△9.1 [%]	2,332 ^人	51.7 [%]	△2.6 [%]
参 考	男 (外国人住民)	0 ^人		0 ^人		
	女 (外国人住民)	4 ^人		4 ^人		

表 1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

「十和田市全体」

区 分	昭和35年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	56,232		56,542	0.6	59,723	5.6	63,066	5.6	67,050	6.3
0 歳～14 歳	20,617		17,714	△14.1	15,917	△10.1	16,205	1.8	16,596	2.4
15 歳～64 歳	33,177		36,081	8.8	40,444	12.1	42,880	6.0	45,404	5.9
うち 15歳～29歳 (a)	14,648		14,931	1.9	16,507	10.6	16,467	△ 0.2	15,125	△ 8.1
65 歳以上 (b)	2,438		2,747	12.7	3,362	22.4	3,981	18.4	5,050	26.9
(a)/総数 若年者比率	26.0		26.4	—	27.6	—	26.1	—	22.6	—
(b)/総数 高齢者比率	4.3		4.9	—	5.6	—	6.3	—	7.5	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	69,106	3.1	68,097	△ 1.5	69,146	1.5	69,630	0.7	68,359	△1.8
0 歳～14 歳	15,851	△ 4.5	13,853	△12.6	12,213	△11.8	10,969	△10.2	9,801	△10.6
15 歳～64 歳	47,030	3.6	46,357	△ 1.4	46,836	1.0	45,991	△ 1.8	43,971	△ 4.4
うち 15歳～29歳 (a)	14,173	△ 6.3	13,040	△ 8.0	13,328	2.2	12,886	△ 3.3	11,291	△12.4
65 歳以上 (b)	6,225	23.3	7,887	26.7	10,097	28.0	12,670	25.5	14,587	15.1
(a)/総数 若年者比率	20.5	—	19.1	—	19.3	—	18.5	—	16.5	—
(b)/総数 高齢者比率	9.0	—	11.6	—	14.6	—	18.2	—	21.3	—

区 分	平成 22 年	
	実 数	増減率
総 数	66,110	△3.3
0 歳～14 歳	8,513	△13.1
15 歳～64 歳	41,171	△6.4
うち 15歳～29歳 (a)	9,459	△16.2
65 歳以上 (b)	16,294	11.7
(a)/総数 若年者比率	14.3	—
(b)/総数 高齢者比率	24.6	—

表 1-1 (2) 人口の推移(住民基本台帳)

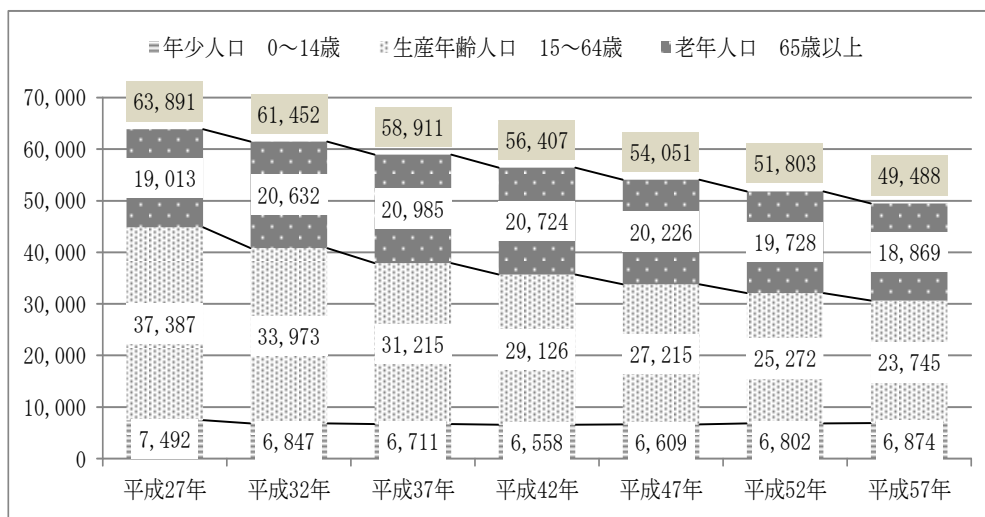
「十和田市全体」

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	69,401	—	68,611	—	△1.1	65,852	—	△4.0
男	33,617	48.4	33,147	48.3	△1.4	31,643	48.1	△4.5
女	35,784	51.6	35,464	51.7	△0.9	34,209	51.9	△3.5

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	63,905	—	△3.0	63,363	—	△0.8
男 (外国人住民除く)	30,617	47.9	△3.2	30,355	47.9	△0.9
女 (外国人住民除く)	33,288	52.1	△2.7	33,008	52.1	△0.8
参 考	男 (外国人住民)	60	—	64	—	—
	女 (外国人住民)	152	—	154	—	—

表 1-1 (3) 人口の見通し

「十和田市全体」



資料：十和田市公共施設等総合管理計画

2) 産業構造の推移

旧十和田湖町区域の平成 22 年時における産業別就業人口比率は、第 1 次産業 25.0%、第 2 次産業 18.4%、第 3 次産業 56.6%であり、観光サービス業への就業者が多い。

産業別就業人口比率の推移は、第 1 次産業が減少傾向から平成 17 年に増加、第 2 次産業が増加傾向から平成 17 年に減少に転じ、第 3 次産業が増加している。

十和田市全体の平成 22 年時における産業別就業人口比率は、第 1 次産業 11.3%、第 2 次産業 21.3%、第 3 次産業 67.4%となっている。

産業別就業人口比率の推移は、第 1 次産業及び第 2 次産業が減少しているのに対し、第 3 次産業が増加している。

第 1 次産業就業人口比率減少の主な要因としては、農産物輸入の拡大と価格の低迷、農業従事者の高齢化と後継者不足、兼業化の進行などがあげられる。

表 1-1 (4) 産業人口の動向(国勢調査)

「旧十和田湖町区域」

区 分	昭和35年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	5,844	人	5,458	△ 6.6	5,417	△ 0.8	5,079	△ 6.2	4,900	△ 3.5
第一次産業 就業人口比率	66.8	%	59.5	—	54.5	—	45.7	—	36.8	—
第二次産業 就業人口比率	11.8	%	7.6	—	8.1	—	11.4	—	15.7	—
第三次産業 就業人口比率	21.4	%	32.9	—	37.4	—	42.9	—	47.5	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	4,599	△ 6.1	4,195	△ 8.8	3,966	△ 5.5	3,640	△ 8.2	3,177	△12.7
第一次産業 就業人口比率	36.4	—	31.4	—	25.5	—	22.4	—	24.4	—
第二次産業 就業人口比率	16.1	—	20.0	—	22.8	—	24.4	—	21.0	—
第三次産業 就業人口比率	47.5	—	48.6	—	51.7	—	53.2	—	54.5	—

区 分	平成 22 年	
	実 数	増減率
総 数	2,590	△18.5
第一次産業 就業人口比率	25.0	—
第二次産業 就業人口比率	18.4	—
第三次産業 就業人口比率	56.6	—

※第三次産業は、分類不能の産業を含む。

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

表 1-1 (4) 産業人口の動向(国勢調査)

「十和田市全体」

区 分	昭和35年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	26,844 ^人		27,676 ^人	△ 2.6 [%]	31,631 ^人	14.3 [%]	32,098 ^人	1.5 [%]	33,913 ^人	5.7 [%]
第一次産業 就業人口比率	60.5 [%]		51.4 [%]	—	43.1 [%]	—	34.8 [%]	—	26.7 [%]	—
第二次産業 就業人口比率	11.7 [%]		13.2 [%]	—	15.6 [%]	—	18.4 [%]	—	21.9 [%]	—
第三次産業 就業人口比率	27.8 [%]		35.4 [%]	—	41.3 [%]	—	46.8 [%]	—	51.4 [%]	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	34,591 ^人	2.0 [%]	34,966 ^人	1.1 [%]	36,007 ^人	3.0 [%]	36,163 ^人	0.4 [%]	34,704 ^人	△4.0 [%]
第一次産業 就業人口比率	25.0 [%]	—	20.9 [%]	—	16.0 [%]	—	14.2 [%]	—	13.7 [%]	—
第二次産業 就業人口比率	22.1 [%]	—	25.4 [%]	—	27.5 [%]	—	27.4 [%]	—	24.4 [%]	—
第三次産業 就業人口比率	52.9 [%]	—	53.7 [%]	—	56.5 [%]	—	58.4 [%]	—	61.9 [%]	—

区 分	平成 22 年	
	実 数	増減率
総 数	32,446 ^人	△6.5 [%]
第一次産業 就業人口比率	11.3 [%]	—
第二次産業 就業人口比率	21.3 [%]	—
第三次産業 就業人口比率	67.4 [%]	—

※第三次産業は、分類不能の産業を含む。

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

(3) 行財政の状況

1) 行政の状況

「旧十和田市」と「旧十和田湖町」が新設合併を行い、新「十和田市」が平成 17 年 1 月 1 日に誕生している。

これまで、最少の経費で最大の効果をあげるため、組織や事務事業の見直し、民間委託の推進等、様々な行政改革の取組を行ってきた。

十和田市の行政機構は、市長部局、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の各事務局で構成されている。また、公営企業として、水道事業、下水道事業、病院事業を設置している。

現在は、平成 22 年度から「事務事業評価」制度を実施するとともに、平成 27 年 3 月に策定された「第 3 次行政改革大綱」に取り組み、更なる効率的な行政運営を進めていくこととしている。

広域行政に関しては、十和田地域広域事務組合（消防、学校給食、清掃、火葬）、十和田地区環境整備事務組合、十和田地区食肉処理事務組合、上北地方教育・福祉事務組合に加入し、広域行政による事務事業の効率化に努めている。

2) 財政の状況

過疎地域である旧十和田湖町における歳入歳出の状況は表 1-2(1)のとおりである。

平成 15 年度一般会計決算額は、歳入総額 4,655,985 千円、歳出総額 4,540,270 千円であり、平成 12 年度と比較すると、歳入で 11.8%、歳出で 10.7%減少している。

歳入では、一般財源 10.7%、国庫支出金 11.3%、県支出金 49.9%とそれぞれ減少し、地方債は 9.3%増加している。

自主財源である地方税の歳入全体に占める割合は 13.2%と低く、地方交付税、地方債への依存度は高い。また、過疎債は 56,200 千円で地方債の 11.8%を占めている。

歳出では、義務的経費が 2.1%増加し、投資的経費は 62.7%減少している。歳出全体に占める義務的経費の割合は 47.2%となっている。

財政力指数は、平成 12 年度の 0.206 から平成 15 年度 0.204 と同水準で推移し、財政状況は脆弱化している。

一方、旧十和田市における一般会計決算の状況は、表 1-2(1)のとおりである。

平成 15 年度一般会計決算額は、歳入総額 25,426,342 千円、歳出総額 24,585,664 千円であり、平成 12 年度と比較すると、歳入で 9.5%、歳出で 9.2%減少している。

歳入では、一般財源 9.6%、国庫支出金 3.4%、県支出金 39.2%とそれぞれ減少し、地方債は 30.4%増加している。

歳出では、義務的経費が 3%増加し、投資的経費は 30%減少している。歳出全体に占める義務的経費の割合は 40.9%となっている。

市債残高が増加し、年々窮迫の度を増してきているとともに、経常収支比率も 86.3%と高い水準にあり、財政構造の硬直化が進んできている。

合併後の十和田市全体における平成 25 年度一般会計決算の状況は、歳入総額 31,470,311 千円、歳出総額 30,060,202 千円であり、合併直後の平成 17 年度と比較す

ると、歳入で2.7%増、歳出で0.6%増となっている。

歳入では、一般財源4.5%、国庫支出金44.8%、県支出金76.4%とそれぞれ増加し、地方債は36.5%減少している。

歳出では、義務的経費が5.0%増加し、投資的経費は25.3%減少している。歳出全体に占める義務的経費の割合は44.8%となっている。

少子高齢化や人口減少社会の進展による個人住民税の伸び悩みに加え、地方交付税の減少や高齢化による社会保障関連経費の増大など、財政状況は厳しい状況にある。

また、今後策定される公共施設等総合管理計画により、老朽化が進んでいる公共施設の解体、建替、維持補修等に多額の費用が必要になることが想定されることから、両市町の合併による効果を最大限活用するとともに、抜本的な行政運営の効率化と根本的な財政の健全化を図る必要がある。

3) 主要公共施設等の整備状況

主要公共施設等の整備状況は表1-2(2)のとおりである。

他に、旧十和田湖町区域における社会教育施設は、十和田湖公民館、十和田市郷土館、十和田市十和田湖民俗資料館が設置されている。体育施設は、十和田湖総合運動公園、アネックススポーツランド、八甲田パノラマパークゴルフ場を整備している。

今後、更なる地域振興を図っていくために必要となる施設整備の主なものとしては、社会教育施設や体育施設等の改修、市道等を適切に管理するための維持補修等が考えられる。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況 (地方財政状況調)

「旧十和田湖町区域」

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳 入 総 額 A	5,275,907	4,655,985
一 般 財 源	3,594,772	3,211,618
国 庫 支 出 金	170,700	151,359
県 支 出 金	445,018	222,939
地 方 債	434,000	474,500
うち過疎債	239,800	56,200
そ の 他	631,417	595,569
歳 出 総 額 B	5,084,181	4,540,270
義 務 的 経 費	2,096,775	2,141,138
投 資 的 経 費	1,033,464	385,355
うち普通建設事業	846,908	347,354
そ の 他	1,953,942	2,013,777
過疎対策事業費	972,979	126,675
歳入歳出差引額 C (A-B)	191,726	115,715
翌年度へ繰越すべき財源 D	28,958	0
実質収支 C-D	162,768	115,715
財 政 力 指 数	0.206	0.204
公 債 費 負 担 比 率	21.3 %	23.3 %
起 債 制 限 比 率	11.0 %	12.5 %
経 常 収 支 比 率	85.4 %	89.6 %
地 方 債 現 在 高	7,082,779	6,661,631

表 1-2 (1) 市町村財政の状況 (地方財政状況調)

「旧十和田市区域」

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳 入 総 額 A	28,098,482	25,426,342
一 般 財 源	16,597,199	14,998,036
国 庫 支 出 金	2,802,474	2,707,605
県 支 出 金	3,039,216	1,846,343
地 方 債	2,968,500	3,870,600
うち過疎債	0	0
そ の 他	2,691,093	2,003,758
歳 出 総 額 B	27,079,092	24,585,664
義 務 的 経 費	9,763,743	10,063,159
投 資 的 経 費	6,809,577	4,766,235
うち普通建設事業	5,011,376	4,626,265
そ の 他	10,505,772	9,756,270
過疎対策事業費	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,019,390	840,678
翌年度へ繰越すべき財源 D	296,515	121,716
実質収支 C-D	722,875	718,962
財 政 力 指 数	0.436	0.443
公 債 費 負 担 比 率	13.3 %	14.2 %
起 債 制 限 比 率	9.2 %	9.4 %
経 常 収 支 比 率	84.3 %	86.3 %
地 方 債 現 在 高	24,310,559	28,520,832

表 1-2 (1) 市町村財政の状況 (地方財政状況調)

「十和田市全体」
(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳 入 総 額 A	30,625,556	30,527,952	31,470,311
一 般 財 源	18,112,802	18,592,467	18,942,998
国 庫 支 出 金	3,338,088	3,882,879	4,834,411
県 支 出 金	1,894,080	2,719,916	3,344,212
地 方 債	3,898,600	2,205,700	2,476,200
うち過疎債	38,700	43,900	127,900
そ の 他	3,381,986	3,126,990	1,872,490
歳 出 総 額 B	29,875,806	29,407,912	30,060,202
義 務 的 経 費	12,824,097	13,581,494	13,463,928
投 資 的 経 費	4,610,973	2,445,957	3,443,695
うち普通建設事業	4,484,267	2,445,957	2,982,010
そ の 他	12,347,551	13,321,916	12,911,719
過疎対策事業費	93,185	58,545	240,860
歳入歳出差引額 C (A-B)	749,750	1,120,040	1,410,109
翌年度へ繰越すべき財源 D	66,215	131,197	153,972
実質収支 C-D	683,535	988,843	1,256,137
財 政 力 指 数	0.42	0.41	0.39
公 債 費 負 担 比 率	17.0 %	—	—
実 質 公 債 費 比 率	—	15.4 %	12.7 %
起 債 制 限 比 率	12.1 %	—	—
経 常 収 支 比 率	90.2 %	89.2 %	88.3 %
将 来 負 担 比 率	—	121.3 %	60.1 %
地 方 債 現 在 高	36,646,670	35,346,670	32,088,326

※平成 17 年度以降は、新十和田市のデータとなる。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (市町村公共施設状況調)

「旧十和田湖町区域」

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市町村道 改良率 (%)	2.8	7.8	10.1	19.1	34.5	34.8
〃 舗装率 (%)	6.0	66.6	63.5	62.0	62.2	67.4
農道 延長 (m)	—	—	—	—	—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	47.4	45.0	45.7	62.9	—	—
林道 延長 (m)	41,612	61,467	86,222	94,142	94,181	94,181
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	16.6	20.1	7.3	8.0	—	—
水道普及率 (%)	20.1	84.1	97.3	90.0	93.8	93.9
水洗化率 (%)	0.0	44.1	35.5	53.0	79.8	80.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	14.1	4.9	1.9	2.3	3.8	0.0

「十和田市全体」

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市町村道 改良率 (%)	15.0	28.4	22.9	45.0	57.1	58.0
〃 舗装率 (%)	2.0	33.8	50.5	69.0	73.6	75.8
農道 延長 (m)	—	—	—	—	95,062	95,062
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	82.3	72.1	69.1	74.2	—	—
林道 延長 (m)	74,054	98,820	129,408	142,545	140,906	140,906
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	10.6	14.0	7.7	8.3	—	—
水道普及率 (%)	74.7	93.1	93.4	96.6	98.5	98.6
水洗化率 (%)	0.0	10.8	32.5	61.0	76.5	80.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	21.2	21.2	25.9	22.6	18.9	18.1

(4) 自立促進の基本的な方向

1) 過疎対策の成果と課題

旧十和田湖町区域は、昭和 55 年 4 月 1 日に過疎地域の指定後、過疎計画策定の下で、住民福祉の向上や地域格差是正など、過疎対策の取組を進めながら、特色あるまちづくりが推進されてきた。

これまでの、総合的かつ重点的な過疎対策事業の展開によって、生活環境の改善、まちの活性化に一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域からの脱却という最終的な解決には至っておらず、逼迫する財政状況にあって、今後いかに効率的な社会基盤整備を図っていくかが課題となっている。

2) 将来像

旧十和田湖町区域は、地理的・自然的条件等を背景に、交通・生活基盤整備の立ち遅れや、基幹産業の低迷、就労機会の減少などから、過疎化現象はなお続いている状況にある。

こうした中、歴史、文化、経済・産業など、あらゆる分野で深いつながりのある旧十和田市との間で、平成 17 年 1 月 1 日、新設合併が行われた。

合併協議の下で策定した「新市まちづくり計画」との整合性を踏まえながら、活気と魅力に満ちた市民生活の実現と、次世代に受け継ぐことができる持続可能なまちづくりをめざす計画として、第 1 次十和田市総合計画「感動・創造推進プラン十和田」を策定した。

当計画では、「感動・創造都市」を将来都市像に掲げ、その実現に向けた施策の基本的な方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営を進めていくこととしている。

3) 基本目標及び施策の展開方向

I 人と自然が共生する「しぜん感動・創造都市」

～ 快適で利便性の高い市民生活とするために、都市基盤の充実をはじめ、自然と～
 ～ の共生という視点から豊かな自然や美しい自然景観の保全・整備を進め、優れた～
 ～ 都市空間の形成による快適なまちをめざす。～

① 自然環境・景観の保全・整備

十和田八幡平国立公園指定区域の八甲田山系の森林や十和田湖・奥入瀬溪流の保全と区域外の水源かん養林や人工林、河川などの保全を図るとともに、市民や観光客が自然に学び親しみ、心身のリフレッシュを図る場と機会を整備する。

また、市街地や集落の背景となる緑の山々や湖・河川などの自然景観の保全に努める。

② 生活環境の整備

市街地や集落景観の保全・整備、若者定住のための住宅地の確保や高齢者に配慮した住宅づくりの促進、都市公園や身近な公園、緑地、広場の整備・充実、うるおいのある河川環境の整備などを図る。

また、水道施設の整備・統合、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備、ごみの減量化や適切な処理、環境美化活動、温室効果ガスの排出抑制やフロンガスの回収等による地球環境保全の取組などを推進する。

③ 地域基盤の整備

中心市街地の交流機能などの充実や、各地域の住環境整備、観光機能の維持・整備などを図るとともに、国道・県道・幹線市道などの整備、安全で快適な生活道路づくり、公共交通の維持・確保、高度情報機能の充実、地域エネルギーの開発などを促進する。

II 豊かな心をはぐくむ「こころ感動・創造都市」

将来を担う子ども達が心豊に逞しく成長するための教育環境を充実するとともに、市民自らが必要に応じて学習活動を行うことができる環境づくりや地域に根ざした多彩な文化・芸術・スポーツ活動を推進し、生きがいと喜びに満ちた、豊かな心をはぐくむまちをめざす。

① 生涯学習の推進

子育て家庭への学習情報や体験・交流機会の提供、幼児教育の充実など、就学前教育の充実を図るとともに、青少年活動の充実、北里大学との連携による各種事業の充実、学習情報提供や講座の充実、自主学習グループの育成、指導者の発掘・紹介、市民文化センターや図書館など社会教育施設・設備の整備、情報ネットワークの整備など、子どもから高齢者までの社会教育の充実を図る。

② 学校教育の充実

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもを育成するために、学力向上対策事業や教育相談事業の充実をはじめ、子ども達一人ひとりの個性を重視した教育、郷土の歴史に学び、様々な体験を通じて生きる力や誇りをはぐくむ教育を推進する。

また、小・中学校の適正配置や施設・設備の整備など教育環境の向上を図る。

③ 文化の振興

文化でまちづくりをモットーに、文化芸術においては、各種文化団体と連携し、文化施設を中心とした発表の場や鑑賞機会の充実を図り「市民ひとり1文化」を推進するとともに、地域特性を生かした文化芸術の発展に努める。また、文化的な伝統を尊重する心を育てるため、文化財保護思想の普及啓発に努めるとともに、文化財及び民俗芸能の保護・活用を図る。

④ スポーツの振興

市民のあらゆる世代が、生涯を通じて健康で明るく豊かな生活を送ることができるようスポーツ活動を推進する。特に、スポーツ団体の育成と活動を支援するとともに、感動を生み出すスポーツイベントの開催や施設の効率的活用と整備を図りながら「市民ひとり1スポーツ」を推進する。

Ⅲ 安心・安全を支える「くらし感動・創造都市」

地域医療、保健、福祉の充実や、市民の生命、財産を守る防犯・防災への取組を推進し、誰もが生涯を通じて健康で安心して暮らすことができる、市民の安心・安全を支えるまちをめざす。

① 保健・医療等の充実

生活習慣病予防などの健康づくりを推進し、国民健康保険制度の安定化を図る。寝たきり、認知症予防の取組、健康診査及び保健指導の充実を図り、介護予防の推進、在宅介護体制の強化等、介護保険サービスの適正化により介護保険制度の安定化を図る。

さらに、住民の視点に立った安全・安心で質の高い医療が受けられる体制として「かかりつけ医」による初期医療の充実、観光地の診療体制の確保、医療機関の連携による救急医療体制の強化、地域医療の拠点となる市立中央病院の医療機能の充実を図る。

② 福祉の充実

地域助け合いやボランティア活動、NPO活動など、地域福祉活動を促進し、互いに支えあう感動のある福祉のまちづくりを進めるとともに、子育て相談や交流の場の整備、保育所の適正配置と保育内容の充実、身近な遊び場や放課後児童保育の充実など、児童福祉の充実を図る。

また、生きがいづくりや介護予防、生活支援サービス、介護保険サービスなど高齢者福祉の充実、障害者の社会参加の促進など障害者福祉の充実、母子・父子家庭への福祉の充実を図る。

③ 生活安全の確保

安全で安心できる暮らしを確保するために、消防・救急体制の充実・強化、災害に対する対策や交通弱者の安全確保に重点を置いた安全対策の充実、市民、地域、行政が一体となった地域の防犯活動の推進などを図る。また、消費生活に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実など、消費者意識の高揚と自立の支援に努める。

IV にぎわいと活力あふれる「しごと感動・創造都市」

地域の特性を生かし、既存産業の振興をはじめ、農林水産業と観光の融合化や商工業の振興とまちづくりの連動など、新しい時代環境に即応した産業・経済活動の活性化によるにぎわいと活力あふれるまちをめざす。

① 農林水産業の振興

担い手の育成・確保と生産体制の整備、森林や農地の環境保全や生産基盤の整備、十和田湖や河川などの水資源の保全と活用、安全で良質な農林水産物の生産と産地イメージの形成、地産地消の取組と大都市の消費者との提携、観光との連携の強化などを図る。

また、十和田湖和牛やミネラル野菜などの地域特産物の産地化・ブランド化、企業の新商品開発や新規事業の促進、若者や女性などによる起業の促進、北里大学との連携や豊富な地域資源を活かした企業の育成や誘致などを図る。

② 観光の振興

温泉や十和田湖畔・奥入瀬溪流・鳶沼の散策などを活用した健康志向の観光地づくり、魅力ある食の観光地づくり、八甲田登山やキャンプ場、農産物加工などの体験観光、日本の道百選「官庁街通り」などの街並み景観や称徳館などの馬文化を活かした観光の推進、観光ホスピタリティ（もてなしの心）の向上、十和田湖国境祭や十和田湖冬物語などの充実、新しい魅力的な祭り・イベントの創造などによる、日本を代表する国際観光地づくりを進める。

③ 商工業の振興

広域的に集客できる魅力的・個性的な店づくりや個性的なイベントなどによる中心市街地の活性化、農林水産業と連携した道の駅「とわだびあ」と「奥入瀬ろまんパーク」の充実、地域情報産業や健康・医療・福祉産業などの振興を図る。

④ 雇用の安定

本市のバックボーンとなる開拓精神を受け継ぎ、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実、既存企業の新商品開発や新規事業進出への支援、若者・女性・高齢者やUターン者などの起業支援など、雇用創造の積極的な取組を促進する。

V いきいきと活躍できる「しみん感動・創造都市」

市民参画による協働のまちづくりという視点のもと、市民の主体的な地域活動を支援するとともに、情報の共有化や地域間の交流・連携を進め、市民がいきいきと活躍できるまちをめざす。

① 市民活動の促進

行政情報の共有化、市民との意見交換の場づくり、各種計画立案への市民参画を促進するとともに、「市民ひとり1ボランティア」の推進という観点から、地域コミュニティ活動やまちづくりグループ活動、ボランティア活動を支援し、市民の自発的・主体的な活動を推進する。

② 交流の促進

友好都市などとの地域間交流や国際交流の充実を図るとともに、北里大学や青森中央学院大学との交流連携や各種団体との交流など、民間交流の活発化を図る。

③ 行財政運営の効率化

合併により充実された行財政基盤等のメリットを、まちづくり全般に効果的に活用していくために、「最少の経費で最大の効果」が得られるよう事務事業の厳選と重点化を図るとともに、「行政改革大綱」及び「財政計画」に基づき、行政運営の効率化と財政運営の健全化を図る。

4) 計画の推進に向けて

計画推進に向けて、以下の事項について留意し、重点的な取組を進める。

① 行財政改革の推進

多様化する市民ニーズに迅速に対応し、施策・事業の効果的な展開を図っていくために、さらなる行財政運営の効率化とスリム化を推進する。

② 情報の共有化の推進

広報機能の一層の充実を図る。特に、個人情報の保護に留意しつつ、インターネットなどの情報技術を活用した情報の共有化を推進する。

③ 協働によるまちづくりの推進

市民の協力を得ながら、市民と行政の役割分担の下での取組を推進する。特に、事業の協働化という観点から、政策形成過程への市民参画を推進する。

④ 広域行政の推進

広域的な都市基盤の整備や環境問題等、広域的行政需要に対応するために、周辺市町村との連携・協力の下に広域的な地域課題への取組を推進する。

⑤ 男女共同参画の推進

男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、一人ひとりがその個性と能力を十分発揮できるようにするために、男女共同参画に関する意識の醸成や環境整備を図り、男女共同参画を推進する。

⑥ 地域住民の安全・安心な生活環境整備の推進

危険な公共施設についての対策や地域住民の健康を守る診療所における医師確保対策等、地域住民が将来にわたって安全・安心な生活を送ることができる環境整備を推進する。

また、通学区域が遠距離に及ぶ地域へのスクールバス運行など、児童・生徒が安心して学べる環境づくりを推進する。

5) 区域別土地利用

市民生活を支える基盤であるとともに、限られた貴重な資源である土地については、これまで培ってきた歴史、文化、社会的条件などの地域特性を踏まえながら、総合的かつ計画的な土地利用を進める。

① 自然公園ゾーン

十和田八幡平国立公園指定区域の十和田湖、八甲田連峰、奥入瀬溪流などの自然環境の保全を図るとともに、優れた自然の有効活用と自然保護意識の高揚を図り、持続可能な自然環境づくりを進める。

② 森林ゾーン

スギなどの人工林について木材生産機能の維持・増進を図るとともに、水源かん養や国土保全、野生生物の生息環境、保健・休養、教育などの公益的機能を持つ森林ゾーンの保全と活用を図る。

③ 農業ゾーン

奥入瀬川とその支流、人工河川・稲生川などの景観と環境の保全、防災機能の向上を図りながら、優良農地の保全と遊休農地の有効活用を図り、安全で安心な米や野菜、畜産などの生産や高付加価値型農業の振興、観光や商業との連携、自然・田園環境の保全と農村集落での定住環境の整備などを図る。

④ 市街地ゾーン

広域行政機能や教育・文化機能、医療・保健・福祉機能、情報・交流の拠点機能などの充実、市民のニーズに対応した商業の振興、中心市街地における活性化対策、官庁街通りや十和田湖支所周辺の景観整備と活用、稲生川を活かしたうおいのあるまちづくり、観光拠点の維持・整備、文化学術研究の拠点としての整備充実、観光商業の振興などを図るとともに、防災機能の向上と住環境の整備などを図る。

⑤ 観光ゾーン

日本を代表する「体験・保養・滞在型」の国際観光地をめざし、感動のある体験型観光の推進や十和田湖畔から奥入瀬溪流、八甲田連峰にかけての観光ゾーンの景観・環境保全を図るとともに、十和田湖畔地区や十和田湖温泉郷、奥入瀬ろまんパーク、高森山などの観光拠点の保全・整備を図る。

(5) 計画期間

この計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

「十和田市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の規模の適正化や有効利用、財政負担の軽減及び更新・改修・解体等事業費の平準化を図り、安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくとともに、効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するため、中長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合、長寿命化などを計画的に進め、最適な公共施設等の管理に関する基本方針を定めている。

当計画では、「十和田市公共施設等総合管理計画」の基本方針を踏まえ、人口減少や少子高齢化といった環境変化や施設の健全性、サービスの必要性などから総合的に判断し、長期的な視点のもと、真に過疎地域の発展に資する公共施設等であるか、十分に検討したうえで、既存施設の更新・統廃合、長寿命化などを行うことにより、過疎地域である旧十和田湖町の過疎対策を推進する。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

就業人口の割合から旧十和田湖町区域の産業をみると、第1次産業 25.0%、第2次産業 18.4%、第3次産業 56.6%（平成22年国勢調査）となっており、農林業、畜産業を中心とする第1次産業と、国内屈指の観光地である十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田山を核とする観光業等の第3次産業が主産業となっている。

第1次産業の就業人口は、平成2年から平成22年にかけての20年の間に、671人、50.9%減少しており、第2次、第3次産業に比べて減少の度合いが著しい。これは、農産物輸入拡大と価格の低迷等に伴い所得が減少したため、新規就農者の減少や他産業へ労働力が流出したことなどによるものであると考えられる。

① 農業

旧十和田湖町区域の基幹作物は米であり、機械化の促進と経営の合理化を図るために、昭和52年から基盤整備事業を推進しており、沢田、奥瀬地区については、ほぼ整備され、今後は一部の未整備地区の整備促進が望まれている。また、良質な農産物等の生産のみにとどまらず、加工施設等を積極的に活用することで加工品としての付加価値を高めるなど、生産地としての形態を整え、生産から加工・販売までに至る6次産業化への取組を促進させる必要がある。

一方で、農作業従事者の高齢化や農業離れによる遊休農地が増加しており、農地の荒廃を防ぎ優良農地を確保するため、国土保全や水源のかん養といった農業の持つ多面的機能を活かした取組が求められる。

② 畜産業

旧十和田湖町地域は、昭和48年に肉用牛振興地域の指定を受け、恵まれた山林原野を採草放牧地に造成し、肉用牛の飼養頭数は増加していたが、牛肉の輸入自由化以降は、価格の低迷、畜産農家の高齢化、担い手不足などにより、飼養頭数、戸数とも減少の傾向にあった。しかし、最近では農家の規模拡大が図られ、飼養頭数は横這いで推移している。

③ 水産業

十和田湖でヒメマス、コイ、サクラマス等、奥入瀬川水系でヤマメ、イワナ等の漁業や遊漁が行われているが、今後は稚魚育成の安定化に向けた種苗生産施設や安定した生産供給を図るための漁獲後の保管・販売施設の拡充、更には、魚体の品質保持のための漁法の改善が課題となっている。

④ 林業

十和田市全体における総土地面積の 65.6%の 47,593ha は森林であり、そのうち、国有林が 58.9%の 28,027ha、民有林が 41.1%の 19,566ha を占めている（平成 27 年青森県森林資源統計書）。民有林のうち、人工林は 12,805ha であるが、本格的な主伐期を迎え、間伐を必要とする森林も多く、今後、優良材の生産のため間伐を促進するとともに、間伐材の有効利用を図らなければならない。

また、林道の整備については、今後も計画的な整備の促進が必要である。

⑤ 雇用

旧十和田湖町地域の第 2 次産業の就業人口は、平成 7 年時をピークに減少傾向にあり、今後とも就業条件等の良好な企業の誘致等を促進する必要がある。

第 3 次産業の就業人口は、平成 2 年から平成 22 年にかけての 20 年の間に、571 人、28.0% 減少しており、就業人口減少の歯止めとはなっていない。

⑥ 観光

観光面においては、十和田湖を中心とした観光客の入込数は、平成 23 年の東日本大震災の影響により大きく減少し、その後回復傾向にあるものの震災以前の入込数までには回復していない。

原因としては、旅行形態が団体型から個人・グループ型に変化してきていること、また、単に観光地を見学する通過型から、地域の歴史や風土を体感する滞在型観光へ変化してきていることなどに対応しきれていないことが考えられる。

そのため、観光情報の発信の強化やイベントによる集客効果を活用しながら、自然、温泉、食、歴史、文化などの多様な地域の資源を活かした魅力ある滞在型観光地づくりが求められている。

(2) 対策

① 遊休施設等の利活用や直売所等での販売促進を強化し、付加価値の高い農林水産業の振興を図る。旧十和田市区域との一体的な取組により、特産品に係る産地づくりをめざす。

② 畜産振興を図るため、夏山冬里方式による飼養管理を進め、肉用牛の低コスト生産を進める。また、肉用牛の肉質向上を図り、肉用牛の主産地づくりをめざす。

③ 十和田湖ひめますの安定供給を行うため、急速冷凍冷蔵保管・販売施設等の拡充整備及び漁法の改善に係る支援を行う。

- ④ 農地の適正な利用による遊休農地の発生防止を図る。また、農地の持つ多面的機能の確保及び農村コミュニティの促進を図るため、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業及び地域の中心経営体への農地集約を進める農地中間管理事業等の活用を図る。
- ⑤ 林業の振興を図るため、木材の有効活用及び計画的な森林整備を進める。
- ⑥ ほ場、農道、林道及び農業用排水路等の整備を図る。
- ⑦ 農畜産物等を活用した加工商品製造業や電子部品・デバイス・電子回路製造業など、地域の条件に合う就業条件の良好な企業の誘致を促進する。
- ⑧ 道の駅及び観光施設、レクリエーション施設の機能向上や観光地の景観整備を行い、魅力ある観光地づくりを進める。
- ⑨ 通年観光をめざし、観光客のニーズに応えるイベントや体験型観光メニューの充実を図る。
- ⑩ 観光情報の発信、人材育成、観光客の体験交流等に係る取組の充実を図る。
- ⑪ 温泉供給施設の更新や新たな源泉掘削等に取り組むことにより、十和田湖温泉郷焼山温泉への安定した湯量供給と温泉湯熱を活用した産業の創出を図る。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	地場産業の振興 (流通販売施設)	十和田湖ひめますブランド化推進事業	漁協	補助
	観光又はレクリ エーション	十和田湖温泉郷環境整備事業	市	
		十和田湖休屋地区環境整備事業	市	
		十和田湖温泉郷温泉スキー場施設整備事 業	市	
		焼山地区温泉供給施設整備事業	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	観光又はレクリ エーション	奥入瀬溪流エコツアーリズム拠点整備事業	市	
		宇樽部キャンプ場環境整備事業	市	
		焼山地区温泉活用設備整備事業	市	
		奥入瀬ろまんパーク施設設備改修事業	市	
		国立公園施設整備事業	市	
		八甲田パノラマパークゴルフ場施設整備 事業	市	
	過疎地域自立促 進特別事業	焼山地区活性化事業 【事業概要と効果】 ■十和田湖温泉郷を有する焼山地区にお いて、花と温泉とアートを活用した取組 を進め、新たな観光資源としての魅力向 上を図る。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 産業施設については、地元特産物の製造・販売事業を行っていること、設備が更新時期を迎えることから、民間譲渡、貸付等も含め検討する。
- ② 観光施設については、今後の観光戦略を踏まえ統廃合、複合化等も含め適正化を図る。
- ③ 温泉施設については、施設の劣化により温泉供給が出来なくなるという事態を招かないよう、施設の更新を含め適切な維持管理を行う。

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

① 道路等

旧十和田湖町区域の道路交通網は、平成 26 年 3 月 31 日現在、国道 102 号、国道 103 号、国道 394 号、国道 454 号のほか、主要地方道 1 路線、一般県道 2 路線、市道 175 路線 178, 321m が張り巡らされている。

市道の整備状況は、改良済延長 62, 007m、改良率 34. 8%、舗装延長 120, 265m、舗装率 67. 4% と改良の面で遅れている。

現在及び将来の交通事情を考えると、道路拡幅等の改良を積極的に推進し、破損の著しい簡易舗装を改良整備していく必要がある。

また、冬期間における交通確保のため除雪体制の強化や防雪柵等の整備が必要である。

農林道については、舗装等の整備は一部のみで、今後、生産性の高い農林業経営を図るため、整備を進めていく必要がある。

一方、観光振興を図るため、国道 103 号奥入瀬（青樺山）バイパスの早期完成が求められているとともに東北新幹線「七戸十和田駅」からの 2 次交通の充実が必要である。

なお、東北新幹線八戸駅へのアクセス道路については、一般国道及び県道に依存しているため、高速性・安定性に欠け、観光客の周遊や物流等に支障をきたしている。

② 情報化

旧十和田湖町区域の通信施設は、防災行政無線の配置により、区域全体に対して広報ができる体制と災害時の通信体制が整備されているが、一部の地域に障害がみられるので、改良を図る必要がある。また、デジタル移動系防災行政無線の配備により行政間の災害時通信体制が整備されたが、区域住民に災害情報を広報する通信体制の整備を図る必要がある。

さらに、高度情報化社会の到来に対応し、教育、行政、観光、交流等様々な分野におけるインターネット等の活用を促進するとともに、関係機関と連携した基盤整備を推進する必要がある。

③ 地域間交流の促進

旧十和田湖町は、昭和 60 年に高知県土佐町と姉妹町となり、小、中学生及び各種団体等による交流を続けている。

地域間交流は、まちづくりに対する新たな発想と創造への意欲を高めることにつながっていくことから、今後とも、都市との交流を積極的に推進していく必要がある。

さらに、県南地域の様々な地域資源を活用した広域観光ルートの確立とともに、情報発信の充実が必要である。

(2) 対策

- ① 国道及び県道
 - a 国道 103 号奥入瀬（青樺山）バイパスの早期完成を関係機関に対し要請する。
 - b 東北新幹線八戸駅にアクセスする幹線道路の整備を関係機関に対し要請する。

- ② 市道
 - a 市道整備は、舗装率 68.3%、改良率 36.8%を目標とする。
 - b 冬期間の交通を確保するため、防雪柵等の整備を図るとともに、除雪体制の強化を図る。

- ③ 農林道
 - a 計画的な農道の新設・改良・舗装等の整備を図る。また、集落間及び集落と市街地を結ぶ集落道を整備し、市街地から離れた集落の利便性を高める。
 - b 基幹的な林道については、新設・改良・舗装等の整備を図る。

- ④ 環境に配慮した交通安全施設や交通手段の確保及び生活交通路線の維持確保を図る。

- ⑤ 同報系防災無線施設の維持・修繕等を図る。

- ⑥ 情報通信基盤の整備を推進し、インターネット等の活用促進を図る。

- ⑦ 都市間交流事業を推進し、交流人口の増大を図る。

- ⑧ 広域観光ルートを確立する。

- ⑨ 東北新幹線「七戸十和田駅」からの 2 次交通の充実を図る。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通通信体 系の整備、情 報化及び地 域間交流の 促進	市町村道 (道路)	市道道交・仙ノ沢開拓線 舗装補修 L=240m W=3.5m	市	
		市道新川原・渡・小沢口線 舗装 L=150m W=5.0m	市	
		市道両泉寺・家ノ下線 改良・舗装 L=360m W=5.0m	市	
		市道両泉寺・前川原線 舗装 L=210m W=5.0m	市	
		市道大堀橋・川口線 舗装補修 L=600m W=5.0m	市	
		市道焼山線 改良・舗装 L=2,880m W=6.0m	市	
		市道中ノ渡・大堀平線 舗装補修 L=700m W=4.0m	市	
		市道猿倉線 舗装補修 L=450m W=5.0m	市	
		市道谷地線 舗装補修 L=370m W=5.0m	市	
		市道蔦線 舗装補修 L=280m W=6.0m	市	
		市道館・向村線 舗装 L=500m W=4.0m	市	
		市道太田川原・下洗線 舗装 L=130m W=5.0m	市	
		市道太田川原・三日市線 舗装補修 L=2,490m W=7.0m	市	
		市道太田・岩井口・新屋敷線 改良・舗装 L=250m W=10.5m	市	
		市道中ノ渡線 舗装補修 L=700m W=4.0m	市	
		市道中ノ渡北線 舗装補修 L=290m W=4.0m	市	
		市道中ノ渡・生内線 舗装 L=600m W=4.0m	市	
		市道法量線 改修 L=100m W=7.0m	市	
		(橋りょう)	橋りょう (色内橋) L=20m	市

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通通信 体系の整 備、情報化 及び地域間 交流の促進	(橋りょう)	橋りょう (桂月橋) L=50m	市	
		橋りょう (法量橋) L=12.5m	市	
		橋りょう (下山橋) L=7.3m	市	
		橋りょう (第2仙ノ沢橋) L=6.6m	市	
		橋りょう (猿倉橋) L=10.2m	市	
	(その他)	市道公園線 防雪柵設置 L=350m	市	
		市道焼山線 防雪柵設置 L=200m	市	
		市道川端・高田線 防雪柵設置 L=200m	市	
		市道大堀平・田茂木線 防雪柵設置 L=350m	市	
		市道大堀・田茂木1号線 防雪柵設置 L=400m	市	
		市道大堀・段ノ台線 防雪柵設置 L=400m	市	
		市道新川原・下川目線 防雪柵設置 L=300m	市	
		市道下洗・音道線 防雪柵設置 L=200m	市	
		市道三日市・半在家線 防雪柵設置 L=900m	市	
		市道太田・田屋線 防雪柵設置 L=600m	市	
		市道太田川原・三日市線 防雪柵設置 L=1,800m	市	
		道路照明灯整備事業	市	
		農道	新田太田川原線 路面改良 L=1,000m W=5.0m	県
	電気通信施設等 情報化のための 施設 (その他の情報 化のための施設)	情報通信基盤整備推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 道路については、道路改良や路面補修を推進するとともに、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、計画的な維持・修繕を行い、安全に通行できる状態を維持する。
- ② 橋梁については、道路ネットワークが機能しなくなる事態を未然に防止するため、「十和田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の状態の把握、予防的な補修及び計画的な架替えを着実に進める。

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

旧十和田湖町区域における簡易水道施設は、11 地区点在していたが、平成 21 年度に十和田湖畔地区簡易水道として、休屋、宇樽部、子ノ口の 3 地区の統合整備を完了している。

また、沢田、上川目、段新・川口、法量、百目木の 5 地区については、上水道への統合整備、沢田・片貝沢、高田・大畑野の 2 地区については、焼山地区簡易水道への統合整備に向け事業を進めている。

平成 26 年度の旧十和田湖町区域の簡易水道給水人口は 757 人、飲料水供給人口は 368 人となっている。

② 下水道

下水道事業について、十和田湖畔周辺においては、青森県が実施した十和田湖特定環境保全公共下水道事業により、平成 26 年 3 月 31 日現在の水洗化率は 94.1%となっている。

また、焼山地区の特定環境保全公共下水道事業、法量、奥瀬、沢田、各地区の農業集落排水事業の処理施設のうち、老朽化により機能低下が著しい施設については、機能維持のため計画的な更新を行う必要がある。

③ 廃棄物処理施設

し尿処理については、十和田地区環境整備事務組合において、また、ごみ処理については、十和田地域広域事務組合において行われている。

今後、なお一層ごみの減量化をめざして分別収集や美化対策を推進するとともに、循環型地域社会を構築するために、リサイクルなどの取組を推進する必要がある。

④ 消防施設及び救急体制

旧十和田湖町区域の消防事務は、十和田地域広域事務組合において行われており、消防防災及び救急体制の強化拡充を図っている。

十和田湖消防署には、平成 27 年 4 月 1 日現在、消防職員が 25 人（署長含む）配置されているほか、指揮車 1 台、消防車 2 台、高規格救急車 1 台、査察広報車 1 台が配備されている。また、十和田湖消防署湖畔出張所には、消防職員 14 人（出張所長含む）が配置されているほか、指揮車 1 台、消防車 1 台、高規格救急車 1 台、救助艇 1 艇が配備されている。非常備の消防団については、平成 27 年 4 月 1 日現在、4 分団あり団員定数 160 人、防火組織として、婦人防火クラブが 5 地区に組織されている。

消防施設は、平成 27 年 4 月 1 日現在、消防ポンプ自動車 12 台、小型動力ポンプ付積載車 2 台、防火水槽 75 基であるが、本区域は行政区域が広く、かつ、水利の便が悪く、また、集落が点在している。初期消火活動を重視した機動力のある火災防御体制とするため、ポンプ自動車の更新整備、防火水槽の計画的な設置、老朽化が進む消防施設の建て替えや改修など、消防力の整備強化を図る必要がある。

⑤ 公共施設

「旧自然の家」は、昭和 59 年に廃校となった旧東湖小・中学校校舎を宿舎等に利用した施設であるが、平成 17 年に廃止され、現在は未利用施設として放置された状態となっている。

また、平成 23 年 4 月に法奥小学校へ統合された「旧奥入瀬小学校」の校舎等の公共施設についても、地震時の倒壊の危険性や衛生上、景観上の問題という観点から、解体撤去を行う必要がある。

(2) 対策

- ① 水道については、水源の確保、保全等に努める。
- ② 下水処理施設の計画的な更新を図るとともに、集合処理区域内全域において下水道施設への接続を促進する。
- ③ ごみのリサイクル、減量等の積極的な取組を促進する。
- ④ 防火体制を強化充実させるため、消防施設・消防車両などの整備・更新を計画的に図る。
- ⑤ 市民の災害に対する意識の高揚を図る。
- ⑥ 地域住民の安心・安全確保の観点から問題があり、今後、利用計画のない公共施設については、解体・撤去を行う。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	水道施設 (簡易水道)	簡易水道施設整備事業	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
生活環境の 整備	下水処理施設 (農村集落排水 施設)	農業集落排水処理施設整備事業	市		
	消防施設	消防団車両購入事業	市		
		消防団屯所施設整備事業	市		
	過疎地域自立促 進特別事業	旧自然の家解体事業 【事業概要と効果】 ■平成17年より解体されず放置されてい る旧自然の家施設を解体撤去する。 A=1,563㎡ RC構造他	■地域住民の安心・安全な暮らしを確保 するため、老朽化が著しく、地震時に よる倒壊の危険性や、衛生上、景観上 での問題が指摘されている施設を解体 撤去する。	市	
		旧奥入瀬小学校解体事業 【事業概要と効果】 ■平成23年4月に法奥小学校へ統合され た旧奥入瀬小学校施設を解体撤去す る。 A=3,402㎡ RC構造他	■地域住民の安心・安全な暮らしを確保 するため、地震時による倒壊の危険性 や、衛生上、景観上問題が発生するお それのある施設を解体撤去する。	市	
		银杏橋解体事業 【事業概要と効果】 ■平成18年から使用禁止となっている銀 杏橋を解体撤去する。 L=48.8m	■地域住民の安心・安全な暮らしを確保 するため、老朽化が著しく、落橋の危 険性や、景観上での問題が指摘されて いる吊り橋を解体撤去する。	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の 整備	過疎地域自立促 進特別事業	旧ふれあい住宅解体事業 【事業概要と効果】 ■十和田湖支所及び議会棟解体に伴い、 現在使用されていない支所周辺の市所 有住宅を解体する。 ■地域住民の安心・安全な暮らしを確保 するため、老朽化が著しく、景観上で の問題が指摘されている市所有住宅を 解体撤去する。	市	
		太田屯所解体事業 【事業概要と効果】 ■太田地区消防団の上沢田消防団への統 合に伴い、不要となる当該施設を解体 する。 ■地域住民の安心・安全な暮らしを確保 するため、衛生上、景観上問題が発生 するおそれのある施設を解体撤去す る。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 水道施設については、「十和田市水道ビジョン 2008」や「十和田市水道区域の事業基盤及び水道施設の強靱化推進」などの計画等に基づき、施設・設備の耐震化や規模の適正化を図る。また、管路は、老朽化が進んだ管の更新を行いつつ、耐震管への入れ替えを進める。
- ② 下水道施設については、「十和田下水処理場耐震化計画」、「十和田市下水道長寿命化計画」などの計画等に基づき、建築物施設のうち耐震性能が低い施設は、耐震改修を行う。また、管路についても、耐震診断を行い、耐震化を検討する。
- ③ 老朽化が著しい消防署については、更新及び修繕や補修を行う。消防屯所については、消防団再編成計画に基づき更新・統廃合等を進める。

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者の福祉

旧十和田湖町区域の高齢者の割合は年々上昇しており、昭和55年の65歳以上人口が893人で全人口の10.9%であったのが、平成22年には65歳以上人口が1,642人で高齢化率は33.6%となり、高齢化の進行が顕著となっている。

高齢者に対する福祉対策としては、老人クラブに対する助成事業や老人福祉バスを活用した研修等を行っている。

高齢者の生活支援については、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の各関係機関と連携を図りながら、包括的かつ継続的な支援体制の充実に努めている。また、介護保険制度による各種サービスの充実に努めている。

これからも、高齢者が住み慣れた地域で元気に自立した生活ができるように、第6期十和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防事業を積極的に推進するとともに、福祉対策を推進する必要がある。

② 児童の福祉

十和田市子ども・子育て支援事業計画の基に、仕事と子育ての両立支援策、健康保持・増進及び相談事業の充実など、児童福祉の向上対策を推進する必要がある。

③ 保健

人口の高齢化により医療需要が増大し、多様化している中で疾病予防が重要であり、健康診査・各種がん検診・生活習慣改善等の保健事業の充実が課題となっている。

(2) 対策

① 高齢者の社会参加と生きがいがづくり活動を支援するとともに、在宅福祉サービスの充実を図る。

② 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域の状況を把握し、必要なサービスにつなげるための相談支援体制の充実を図るとともに、地域による見守り体制の強化を図る。

③ 介護サービスの充実及び介護予防のための施策を推進する。

- ④ 保護者の就労形態の多様化に伴い、地域の保育需要に応じた子ども・子育て支援事業を実施する。
- ⑤ 病気の予防並びに早期発見・早期治療のための健康診査、健康相談、健康教育等の保健事業を行う。また、保健協力員、母子保健推進員及び食生活改善推進員等と連携し、地域住民の健康意識の高揚を図る。
- ⑥ 乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた保健事業を、関係機関と連携し推進する。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 高齢福祉施設については、介護予防や高齢者福祉の拠点として適切な維持管理を行う。
- ② 児童施設については、子育て支援の観点から維持していくものとし、老朽化が進んでいる施設については、児童数の推移等を踏まえ大規模改修又は空き教室の活用等、適切に対応する。
- ③ 保健施設については、市民のより一層の健康増進を図るため、適切な維持管理を行う。

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域の医療施設は、十和田湖診療所と民間の診療所が1か所、歯科診療所が1か所となっている。散在する集落での医療は充分とはいえない状態である。

(2) 対策

十和田湖診療所については、医療機器の計画的な整備を進めるとともに、市立中央病院をはじめとした医療機関と連携し地域医療の充実を図る。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	診療施設 (その他)	十和田湖診療所医療機器整備事業	市	
	過疎地域自立促進特別事業	十和田湖診療所維持運営事業 【事業概要と効果】 ■十和田湖診療所に常勤医師等を配置し診療を行うことで、地域医療の充実を図る。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 十和田湖診療所は、湖畔地区の医療を確保するため、適切な維持管理を行う。

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

旧十和田湖町区域の教育施設は、昭和 52 年までは 12 校あったが、その後の統合により、現在は小学校 3 校、中学校 2 校となっている。

学校施設は、老朽化等により施設の劣化が著しいこと、また、非構造部材の耐震化が未了であることから、必要な改修を順次行い、児童生徒の安全を確保する必要がある。

また、法奥小学校区及び第一中学校区は広範囲に及ぶことから、遠距離通学者の通学手段を確保する必要がある。

② 体育施設

十和田湖総合運動公園には、陸上競技場、テニスコート、プール、野球場があり、他に、隣接してゲートボール場がある。また、焼山地区には、アネックススポーツランドと八甲田パノラマパークゴルフ場がある。

これら体育施設は、建設から 19～40 年が経過しており、老朽化が著しい施設もあることから、計画的な改修が必要である。

③ 生涯学習、コミュニティ活動

社会環境の変化や地域住民の学習意欲の多様化の変化に対応できるよう、新たな知識習得の機会や住民相互の交流を図るため、地域住民の生涯学習や地域コミュニティ活動の環境整備を図る必要がある。

(2) 対策

① 子ども達が良好な教育環境の中で学べるよう、学校施設の改修や遠距離の通学手段の確保など教育環境の向上を図る。

② 運動公園等の体育施設の整備充実を図るとともに、スポーツイベントなどを開催し、市民のスポーツ活動を推進する。

③ 地域住民の多様な生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習機会の充実を図る。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の 振興	学校教育関連施設 (校舎・屋内運動 場)	学校施設大規模改修事業	市	
	(屋内運動場)	学校施設耐震改修事業	市	
	集会施設、体育施 設等 (その他)	(仮称)複合型コミュニティ施設整備事業	市	
	過疎地域自立促進 特別事業	遠距離通学支援事業 【事業概要と効果】 ■定期路線バスへ乗り合いする際の定期 券補助や臨時バス運行など遠距離通学 者の通学手段を確保することにより、 小・中学生の良好な教育環境を整備す る。	市	
		西地区生涯学習充実事業 【事業概要と効果】 ■西地区における屋外交流スペースの整 備・活用により、地域住民の生涯学習 機会の充実を図る。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 学校施設については、十和田市教育委員会で策定した「公立学校の統廃合に関する指針」に基づき、児童生徒数の推移を踏まえた規模の適正化と適正配置を推進する。また、国の施策との整合を図りつつ地域コミュニティ・防災の拠点としての位置づけも考慮し、通学区域の見直しや学校の統廃合・併置化を検討するとともに、小中一貫校、義務教育学校についても検討していくこととする。
- ② 体育施設については、適切な修繕を行うとともに、同種のもの複数ある施設や利用者が少ない施設は、統合や複合化を行うなど、施設数・規模（延床面積）の適正化を図る。
- ③ 耐震診断の結果、耐震性能が著しく低く、大規模地震により倒壊又は崩壊の危険性が高いと診断された十和田湖公民館については、公民館機能を既存施設へ移転後、解体撤去する。公民館機能を移転した施設の改修については、地域住民の生涯学習や地域コミュニティ機能の維持・増進に配慮するよう検討する。

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域には、国の特別名勝及び天然記念物に指定されている「十和田湖および奥入瀬溪流」、国の天然記念物に指定されている「法量のイチョウ」、県の天然記念物に指定されている「モミの木」、「クヌギ」がある。

また、「十和田市郷土館」及び「十和田市十和田湖民俗資料館」、国の重要文化財に指定されている「旧笠石家住宅」の計画的整備が必要となっている。

さらに、地域の小中学生を対象に、市の無形民俗文化財に指定されている「三日市神楽」、「沢田鶏舞」の指導が行われており、後継者育成に努めている他、各種サークル活動を中心に行われている文化芸術活動については、今後も支援、育成していく必要がある。

(2) 対策

- ① 「十和田湖および奥入瀬溪流」保存管理計画の見直しを図る。
- ② 貴重な重要文化財、天然記念物等は、適切な保護・保全に努め、後世に引き継ぐ。
- ③ 埋蔵文化財、郷土・民俗資料の保存及び展示施設整備を図る。
- ④ 市の伝統芸能である無形民俗文化財を保存、育成する。
- ⑤ 文化活動の推進のため、各種サークル活動を育成支援する。

(3) 事業計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の 振興等	地域文化振興施設等 (地域文化振興 施設)	十和田市十和田湖民俗資料館及び 旧笠石家住宅施設整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 資料館については、利便性の向上、展示物の充実、低コスト化を図るため、点在している施設の統合を検討する。
- ② 市民文化及び圏域文化の振興を図るための文化施設については、適切な修繕を行いながら維持していくこととする。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

旧十和田湖町区域には、大小あわせて45集落が区域の中心を流れる奥入瀬川流域に散在しており、国・県道から極端に離れた小規模集落は、2集落となっている。

地域コミュニティにおいては、農村集落部における人口減少、市街地における住民相互の連帯感の希薄化等の問題を抱えており、自治組織における住民活動の充実を図ることが難しくなっていることから、「自らの地域は自らでつくる」という意識の高揚を図り、地域リーダーの養成や地域主体の活動を積極的に推進していく必要がある。

(2) 対策

- ① コミュニティ組織の強化を図る。
- ② 地域リーダーの育成を図る。

(添付資料)

【再掲】事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名	事業内容 【事業概要と効果】	事業 主体	備考
産業の振興	焼山地区活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ■十和田湖温泉郷を有する焼山地区において、花と温泉とアートを活用した取組を進め、新たな観光資源としての魅力向上を図る。 	市	
生活環境の 整備	旧自然の家解体事業	<ul style="list-style-type: none"> ■平成17年より解体されず放置されている旧自然の家施設を解体撤去する。 A=1,563㎡ RC構造他 ■地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、老朽化が著しく、地震時による倒壊の危険性や、衛生上、景観上での問題が指摘されている施設を解体撤去する。 	市	
	旧奥入瀬小学校解体事業	<ul style="list-style-type: none"> ■平成23年4月に法奥小学校へ統合された旧奥入瀬小学校施設を解体撤去する。 A=3,402㎡ RC構造他 ■地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、地震時による倒壊の危険性や、衛生上、景観上問題が発生するおそれのある施設を解体撤去する。 	市	
	银杏橋解体事業	<ul style="list-style-type: none"> ■平成18年から使用禁止となっている银杏橋を解体撤去する。 L=48.8m ■地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、老朽化が著しく、落橋の危険性や、景観上での問題が指摘されている吊り橋を解体撤去する。 	市	
	旧ふれあい住宅解体事業	<ul style="list-style-type: none"> ■十和田湖支所及び議会棟解体に伴い、現在使用されていない支所周辺の市所有住宅を解体する。 ■地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、老朽化が著しく、景観上での問題が指摘されている市所有住宅を解体撤去する。 	市	

生活環境の整備	太田屯所解体事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太田地区消防団の上沢田消防団への統合に伴い、不要となる当該施設を解体する。 ■ 地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、衛生上、景観上問題が発生するおそれのある施設を解体撤去する。 	市	
医療の確保	十和田湖診療所維持運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 十和田湖診療所に常勤医師等を配置し診療を行うことで、地域医療の充実を図る。 	市	
教育の振興	遠距離通学支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期路線バスへ乗り合いする際の定期券補助や臨時バス運行など遠距離通学者の通学手段を確保することにより、小・中学生の良好な教育環境を整備する。 	市	
	西地区生涯学習充実事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 西地区における屋外交流スペースの整備・活用により、地域住民の生涯学習機会の充実を図る。 	市	

《十和田市民憲章》

平成 19 年 11 月 30 日制定

わたしたちは、四季を織りなす十和田湖・奥入瀬・八甲田の豊かな自然につつまれ、先人から受け継いだ開拓精神にはぐくまれた十和田市民です。

わたしたちは、このまちに生きることに誇りと責任をもち、未来に羽ばたくまちをつくるため、ここに市民憲章を掲げます。

- 1、永遠(とわ)に輝く自然をいつくしみ、水と緑の美しいまちをつくります。
- 1、わがふるさとを愛し、文化の香り高いまちをつくります。
- 1、誰もが健康で思いやりにあふれ、安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、仕事に誇りをもち、活力のあるまちをつくります。

十和田市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

平成28年 3 月 17 日 令和 2 年 8 月 21 日 一部改正

平成28年 6 月 14 日 一部変更

平成28年 11 月 15 日 一部変更

平成28年 12 月 14 日 一部変更

平成29年 6 月 23 日 一部変更

平成30年 3 月 13 日 一部変更

平成30年 10 月 31 日 一部変更

令和元年 9 月 30 日 一部変更

十和田市 企画財政部 政策財政課

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号

TEL : 0 1 7 6 - 5 1 - 6 7 1 0 (直通)

FAX : 0 1 7 6 - 2 4 - 9 6 1 6

e-mail : seisakuzaisei@city.towada.lg.jp

